

デジタル・セーフティネットの構築を

マイナンバー制度開始から4年半。コロナ危機で明らかになったのは、税の所得情報と社会保障を連携させるデジタル化の遅れた。森信研究主幹は「マイナンバー制度を活用したデジタル・セーフティネットの構築を急ぐべき。それはギグ・エコノミーへの対応としても重要」と提言する。

欧

米では、中低所得層への勤労促進やセーフティネットとして税と社会保障を連携した「給付付き税額控除」などの仕組みがあり、コロナ危機ではそのインフラが迅速な支援金給付につながった。日本でも、マイナンバー制度を活用し税（所得情報）と社会保障を連携させ、「デジタル・セーフティネット」の構築を急ぐべきだ。

特にマイナンバーを活用した政府運営のインターネットサービス「マイナポータル」は活用のしがいがある。欧米では国民全員が国税のネット



森信茂樹

もりのぶ・しげき

東京財団政策研究所研究主幹
中央大学法科大学院特任教授

京都大学法学部卒業。大蔵省に入省し、主税局総務課長、東京税関長、財務総合政策研究所長などを歴任。中央大学法科大学院教授などを経て現職。政府の「マイナンバー制度及び国と地方のデジタル基盤抜本改善ワーキンググループ」委員。

著書に『デジタル経済と税—AI時代の富をめぐる攻防』（日本経済新聞出版社）、『どうなる？ どうする！ 共通番号』（共著、日本経済新聞出版社）など。

トワークにつながり社会保障と連携している。日本も「マイナポータル」をハブとして所得情報などの一元管理を行い、税と社会保障を連携させれば「日本型デジタル・セーフティネット」の基盤となる。その際、国民のプライバシーへの懸念や国家への不信を軽減すべく、より良い制度の構築とともに、支援給付などを含め、具体的なメリットを明示していくことが重要である。

コロナ危機では、個人事業主やフリーランスのセーフティネットの不備も浮き彫りになったが、「マイナ

ポータル」を個人の社会保障勘定と位置付け、収入・支出の情報が入るように連携させれば、セーフティネットを効果的・効率的に整備できる。その第一歩となるのは、「日本型記入済み申告制度」だ。税務当局が申告書にあらかじめ所得金額や源泉徴収額、還付額などの各種情報を記入し、それを納税者がチェックして返送すれば申告が完了する仕組みで、欧州各国で導入が進んでいる。これは、インターネット上のプラットフォームを介して働くギグ・ワーカーやフリーランスにとっても有益だ。わが国でも10月から「マイナポータル」に金融機関や保険会社から情報が入る仕組みが出来上がる。

従来の個人事業主は、商店主などの「伝統的自営」が中心だったが、この間ギグ・ワーカーやフリーランスと呼ばれる「雇用的自営」が増加し、兼業や副業も多い。そのような中、税においては、無申告・過少申告の増加とそれに伴う税収減（タックス・ギャップ）が起きる一方、所得の種類による負担や手続きの不公平感も強まっている。給与所得は源泉徴収と年末調整により税務署への

申告は基本的に不要だが、個人事業主の事業所得は、経費の概算控除や源泉徴収はなく、自ら申告義務を負う。事業所得のほうは、税負担が重く、納税の手間もかかる。そのため、2018年度税制改正では、給与所得控除を縮小し、基礎控除を拡大することになったが、さらなる対応として「家内労働者の必要経費の特例」を参考に、一定所得以下の「雇用的自営業者」には給与所得控除を適用することも検討すべきだろう。OECD諸国では、プラットフォームに情報提供や源泉徴収を義務化する動きも出てきている。

「マイナポータル」の活用による「日本型記入済み申告制度」は、こうした問題の解消にも有効である。簡便な制度なので、被用者と個人事業主の間の不公平感が解消される。プラットフォームからの情報提供などで所得把握ができれば、フリーランスの社会保障につながることもできる。現在、政府のワーキンググループで具体的な検討が始まったところだが、コロナ時代に迅速に対応するため、「デジタル・セーフティネット」の構築は益々重要になっている。